

近畿厚生局年金指導課 標準文書保存期間基準

文書管理者：年金指導課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	審査案 理由 行政文書開示請求 保有個人情報開示請求	-	-	許認可等の効力消滅後5年	2(1)①11(2)	以下については移管（それ以外は廃棄。以下同じ） ・国籍に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	審査案 理由 行政文書開示請求	-	-	許認可等の効力消滅後5年	2(1)①12(2)	以下については移管・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
	(7)日本年金機構に関すること	日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可に関する文書	申請書 対象者リスト 認可書	日本年金機構	徴収職員及び収納職員の認可申請書	○年度決裁（徴収職員等認可）	30年	-	廃棄
		日本年金機構の滞納処分等に係る認可に関する文書	申請書 督促状発行内訳データ 繰上徴収等実施書（写） 督促状発行実施書（写） 認可申請内訳データ 認可書	日本年金機構	滞納処分等に係る認可申請書	○年度決裁（滞納処分認可〇〇）	10年	-	廃棄
		日本年金機構の立入検査等に係る認可に関する文書	申請書 総括表 事業所リスト 認可書	日本年金機構	立入検査等に係る認可申請書	○年度決裁（立入検査認可）	認可の効力消滅後5年	-	廃棄
		日本年金機構の受給権者等に係る認可に関する文書	申請書 総括表 対象者リスト 認可書	日本年金機構	受給権者等に係る認可申請書	○年度決裁（受給権者等認可）	認可の効力消滅後5年	-	廃棄
		厚生年金保険料等の納付の猶予に関する文書	申請書 通知書	日本年金機構	厚生年金保険料等の納付の猶予申請書	○年度決裁（納付猶予許可等）	許可の効力消滅後5年	-	廃棄
		日本年金機構の滞納処分等に係る報告に関する文書	報告書 総括表 事業所リスト	日本年金機構	滞納処分等に係る報告	○年度決裁（滞納処分報告）	10年	-	廃棄
		日本年金機構の立入検査等に係る報告に関する文書	報告書 総括表 事業所リスト	日本年金機構	立入検査等に係る報告	○年度決裁（立入検査報告）	5年	-	廃棄
		日本年金機構の受給権者等に係る報告に関する文書	報告書	日本年金機構	受給権者等に係る報告	○年度決裁（受給権者報告）	5年	-	廃棄
上記各号に該当しない事項									
33	行政相談に関する事項	所管業務に関する相談	行政相談の内容を記載した文書	相談記録 国民の声 公益通報 情報提供	-	-	5年	-	廃棄
36	広報広聴に関する事項	広報広聴に関すること	広報広聴に関する文書	ホームページ掲載原義	-	-	5年	-	廃棄